

平成28年4月1日から

療育手帳の再判定が簡略化されます

平成28年4月1日から、現在お持ちの療育手帳の「次の判定年月日」が以下のように変わります。

■ 変更の対象となる方は、

「18歳以上で一度でも判定を受けた方」 です。

※ただし、障がいの状態が変わる可能性がある方は、今回の変更の対象外となります。
詳しくは市町村の窓口でご確認ください。

■ 18歳以上で一度でも判定を受けた方は、

「原則として、次回の判定は10年後」 となります。

※ただし、障がいの程度や年齢等によっては、再判定が不要になります。（下の表を参照）

■ 今回の変更に伴い、現在お持ちの手帳に記載されている「次の判定年月日」は、届け出により、以下のとおり変更することができます。

対象者	変更後の「次の判定年月日」	手続き
① 連続して2回「A」判定を受けている方	再判定不要	市町村窓口へ 「変更届」を提出 してください。 ※現在お持ちの手帳の 「次の判定年月日」欄を 市町村窓口で書き換え ます。
② 50歳を過ぎてから一度でも判定を受けている方	※今後の判定を受ける必要が なくなります。	
③ 上記①②以外の方	（前回の判定年月日から起算して） 10年後 ※次の判定を受けるまでの 期間が5年延長されます。 ※ <u>次回の判定は、変更後の「次 の判定年月日」までに受けて ください。</u>	
※ 上記①～③に該当し、「次の判定年月日」が変更となる方でも、障がいの状態が変わったと思われる場合など、ご本人やご家族が判定を希望される場合は、申請により、いつでも判定を受けることができます。		

詳しくは、市町村の窓口へお問い合わせください。

島根県立心と体の相談センター 相談判定課 TEL0852-32-5905/FAX0852-32-5924